

令和 3 年 6 月 9 日

東海第 2 原発の再稼働に反対する那珂市民の会
事務局 小山祐子 様

那珂市市民生活部防災課

2021 年 5 月 19 日質問書への回答

[計画についての質問]

1. 那珂市(以下「市」という)は、現在策定中の広域避難計画の課題について どのような認識を持っていますか。具体的にはどんな課題がありますか。

- 実効性のある広域避難計画は、多くの課題整理が必要であることから困難であるとともに時間を要し、各自治体にとって大きな負担となっております。
- 一方で、広域避難計画は、住民の安全を守るために取るべき行動を明確にしたもので本市にも策定義務がある以上、原発が立地している地域として必要なものであると認識しております。
- 具体的な課題としては、避難行動要支援者の避難体制の確立や緊急時の安定ヨウ素剤配布体制、また、東海第二地区全体として運転手を含めたバス・福祉車両など移動手段の確保、避難退域時検査体制、さらには、渋滞への対応や複合災害への対応などがあります。

2. 深層防護第 5 層としての住民の避難計画は、日本原電(以下「原電」という)が行うべきものと思いますが、何故 市が作成しているのですか。根拠となる法律を教えてください。

- 原子力災害対策特別措置法第 28 条第 1 項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法第 42 条の規定により、本市では、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく地域防災計画を策定しております。

- さらに、原子力災害対策指針に基づき原子力災害対策重点区域を有する本市では、地域防災計画の中で、当該区域の対象となる原子力事業所を明確にした原子力災害対策編を定めております。
- 現在、本市が策定を進めている広域避難計画は、「那珂市地域防災計画（原子力災害対策編）」等に基づいて定める計画で、避難方法や避難経路等の万が一の災害発生に備え、市民等が身を守るための行動をするにあたり、あらかじめ周知すべき項目を記載するものであります。
- 以上のように、関係法令等に基づき、本市には広域避難計画の策定義務がございますので、事務を進めております。

3. 自然災害(地震、津波、台風、火山の噴火等)によって道路が寸断され避難経路が使えなくなったり、家屋が損壊して屋内避難ができなくなった時に備えて、第2、第3の計画は作成していますか。

- 現在、本市が策定を進めている広域避難計画では、ご指摘のような複数の計画を作成する予定はございません。
- 地震や津波等が発生した場合、使用できない道路等が出てくることはあると思いますが、複数の避難経路を設定しておくなど、あらかじめ対応可能なものばかりでなく、全ての被害を想定しておくことは現実的に難しいと考えております。
- 従いまして、現在策定を進めている広域避難計画を柱とし、複合災害などが発生した場合には、命を守る対応を最優先に様々な状況に応じて、その時にできる対策を実施していくことになると考えております。

4. 「県と協議しながら作成を進めている」と言いますが、市に裁量権はあるのですか。

- 計画の内容にもよりますが、たとえば在宅の高齢者や障がい者など「避難行動要支援者」への対応等は、本市が主体的に取り組むべき項目であるため、市にも裁量はあるものと考えております。

5. 保育園等に原子力災害時の避難計画を作るよう県から依頼されているようですが、これは県の無責任さを表すものです。無責任な依頼をそのまま保育園等に押し付けるならば市も同様のそしりを受けるでしょう。市は、放射線の影響を最も受けやすい園児等子供たちをどう守る方策を立てていますか。他の福祉施設や病院、小、中、高、大学等にも県から同様の依頼が来ているのですか。

- 学校等をはじめとする各施設では、「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」、「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」及び「那珂市地域防災計画（原子力災害対策編）」等に基づき、原子力災害に備えた避難計画を作成することとなっております。
- 計画策定に向けた取組みとしては、例えば茨城県教育委員会では、「学校における原子力災害対応の手引」を作成し、計画策定の促進を図っております。
- さらに、防災課でも、相談に応じて、各種計画と整合が図れるよう助言する等、計画策定への支援を行うこととしております。
- また、本市としましては、原子力災害に備え、園児等及び職員の安全確保に万全を期することは重要であると考えておりますので、保育園等の各施設では独自の判断で行動せず、各種計画等との整合が図られた施設ごとの避難計画に基づき、県及び市の原子力災害対策本部からの指示に従って行動するなど、適宜、周知してまいります。

6. 自力で逃げるのが困難な高齢者や要介護者、入院患者等をどう守る方策を立てていますか。

- 災害時における在宅の要配慮者への安否確認及び声かけも含む避難支援等については、自然災害時と同様、自治会及び自主防災組織、消防団など地域の支援者の方々にご協力をいただきたいと考えております。
- また、避難支援の方法としては、避難行動要支援者制度により、一人ひとりの状態に応じて作成する「個別支援プラン」により対応することを考えております。

- 一方で、原子力災害時には、「放射線は人の五感で感じるができない」「本市の大部分を占めるUPZでは屋内退避が基本である」「避難に至れば広域的な避難となる」など、原子力災害特有の特徴を踏まえた対応が必要であるため、今後、避難支援の在り方について、地域の皆さまと話し合いをする場を設けていきます。
- 大きな災害が発生した場合に、市や警察、消防等はすぐに対応することは難しいため、地域の皆さまのご協力が不可欠になると考えております。とは申しましても、あくまで支援者ご自身やご家族の安全を確保した上で、できる範囲での避難支援等をお願いするものであります。
- 入院患者につきましては、5. で回答しました施設ごとの避難計画に基づく対応となります。

7. 県から原子力災害発生連絡を受けた時、市民への連絡はどのような手順で行われることになっておりますか。優先順位等を教えてください。

- 本市では、市民等が適切に判断及び行動できるよう、事故の状況、放射性物質の放出状況、避難の行動等について、迅速で正確な情報発信をし、情報が市民等に十分に行き渡るよう基本的には対象者を限定することはしないため、情報伝達における優先順位はございません。
- 情報伝達の手段としては、特に初動時には、防災行政無線(屋外子局・戸別受信機)を活用していち早く伝達をしていきます。また、市ホームページやSNS、広報車による広報、緊急速報メールなど、順次、複数の手段を用いた伝達を行います。
- また、国や県では、テレビ、ラジオ等のマスコミ報道、インターネットを通じた伝達などを行います。
- なお、J-ALERT(全国瞬時警報システム)により、例えば地震(最大震度5強以上が予測)などによる市内への注意喚起は、自動的に屋外子局・戸別受信機を通じてお知らせをすることとなっております。

[避難所についての質問]

8. 避難所の居住空間を 2 m^2 としたのは茨城県ですが(2013年)、この狭さでの長期滞在はコロナ禍でなくても危険ではないですか。県は何を根拠に 2 m^2 /人としたのですか。国際基準(スフィア基準)では 3.5 m^2 /人としています。阿見町では 4 m^2 /人を実現しました。市でも 4 m^2 /人を確保すべきではありませんか。 4 m^2 /人にした場合 避難所を増やさなくてはなりません、その方策はありますか。

- 県からは、国において目安となる面積の特段の定めがないため、避難所は一時的な滞在であることを前提とし、全国で広く用いられている一般的な基準である一人あたり 2 m^2 とした、と聞いております。
- 本市では、市の避難先を筑西市及び桜川市として県が割り振りをした際の方針である一人あたり 2 m^2 で当初より両市と調整をしてきたところであります。
- 従いまして、提供施設には限りがあることから本市で両市に対応を求めることは難しい状況であり、賃貸住宅や応急仮設住宅の提供などを速やかに行うことで避難所での滞在期間を可能な限り短くし、市民の負担を軽減できるよう配慮してまいります。
- また、コロナウイルス感染症の流行下では、より多くの避難スペースを確保し、避難所での密閉、密集、密接を避ける必要があるため、避難状況にもよりますが両市では受入れきれない状況は想定されます。その際には、本市での調整にとどまらず、県において県外の第二の避難先に受入れの調整をしてまいります。

9. 憲法第25条には「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあります。他市町村に避難した場合、市民は食べて寝てじっとしているだけの避難生活に追われて、仕事も暮らしもなくなり、健康で文化的な生活ではなくなります。これは憲法第25条(生存権)に反すると思いませんか。

- 法解釈について、回答できる立場にはないため、回答は控えさせていただきますと考えております。

10. 福島原発事故で避難した人達が、避難先でとても困ったことの事例や件数等は調査していますか。その実態を教えてください。その上で市は、どのような対策を立てましたか。

- ご指摘のことについて、本市では、調査しておりません。

11. 福祉避難所やペット同伴可の避難所、女性専用避難所等の準備はありますか。

- 両市では、一般の避難所での生活が困難な方が利用する福祉避難所について提供いただけます。
- 一方で、ペット同伴可の避難所及び女性専用避難所については、両市ともに準備できておりません。
- ペットにつきましては、同行避難とし、飼い主の皆さまに犬など動物類は避難所敷地内の決められた場所で飼育していただくこととしております。

12. 避難所での医療体制はどうなりますか。

- 避難者ごとに記入する体調管理表を用いて、全避難者の健康状態を把握するとともに保健師による巡回相談によって、医療が必要な方及び体調不良を訴える方がいた場合には、救護スペースへの誘導や病院への受診など必要な連携を行います。

13. 避難所の運営窓口はどこですか。人員はどれくらいいますか。

- 避難先における係員の人員につきましては、2016年1月に両市と締結した「原子力災害時における県内広域避難に関する協定」により、初期の避難所運営は避難受入市が行います。
- その後、できるだけ早期に避難受入市から本市へ避難所の運営を移管します。
- また、避難所運営で必要な人員は、避難先市への受け入れ人数などで変わってきますので、自然災害時と同程度の配置を実情勘案の上で配置をすることになります。

- さらには、避難者の共助・協働の精神に基づき、避難者を主体とする避難所運営組織を立ち上げ、避難者がそれぞれの仕事を分担して、市と連携しながら避難所の運営を行う自主運営へと切り替えていきたいと考えております。

1 4 . 避難所には長くてどのくらいの期間 滞在することができるのですか。その後はどこへ行くことになるのですか。

- 避難所の開設期間は、原子力災害の状況や避難者の収容状況、避難施設の利用状況等にもよりますが、目安として1ヵ月程度と考えております。
- ただし、原子力災害の状況等を踏まえ、協定では受け入れ期間の見直しを両市と協議ができるとなっております。
- また、その後につきましては、避難者には早期にホテルや旅館、賃貸住宅、応急仮設住宅等へ移転ができるよう国や県と連携していきます。

1 5 . 寝具、飲み水、食料、薬、おむつ、生理用品、生活用水等 物資の準備は、避難先と避難元とどちらが行うのですか。市は、何人分、何日分くらい備蓄していますか。

- 避難所で必要な物資については、本市が県と協力し確保します。
- しかしながら、初期段階におきましては、避難先市の支援に頼らざるを得ず、その後の不足分は、県を通じ準備します。
- また、市では、避難生活を送る上で必要な食料、飲料水のほか、毛布や発電機、投光器などの資機材を装備しています。
- 備蓄量につきましては、物の種類にもよりますので一概には言えませんが、考え方としましては、東日本大震災ピーク時の避難者数 2,000 人をベースに考えております。
- たとえば、主要備蓄物である食料は、1人1日3食の3日分、飲料水は、1人1日3ℓの3日分で、それぞれに2,000人を乗じて18,000食、18,000ℓになります。そのうち半分を備蓄、残り半分を流通物品で対応することとしており、それぞれ9,000食、9,000ℓになるよう賞味期限を考慮しながら購入しております。さらに、生理用品は、想定避難者数の2,000人に女性の割合、年齢層、1日の使用量などを乗じ、必要数を想定し購入しております。

- いずれにしても、市の備蓄品には限りがありますので、日頃から有事に備え、非常時持ち出し品など各自での準備にご理解願います。

16.1 カ月滞在すると生じる費用はどのくらいですか。誰が支払うのですか。

- 費用につきましては、状況にもよりますので概算はできませんが、避難所運営での物資や防災資機材の費用など、広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、本市が負担することになります。

17. 受け入れ先の市民は 日常生活を制限されることになりませんが、その事を知っていますか。また同意していますか。市も他の自治体を受け入れることになっているのですか。

- 前段の質問につきましては、さまざまな個別事情があると考えますので、回答は控えさせていただきます。
- 他自治体の受入れですが、廃炉作業中の福島第一原発及び冷温停止している福島第二原発において新たな事故が発生することに備え、2018年に福島県いわき市と「原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定」を締結し、災害時の風向き等によっては、本市で勿来地区の住民を受入れることになります。

[その他の質問]

18. 大きな段ボール工場で失火すると、消防からは調査され警察からは捜査されるそうです。しかし、福島原発で地震や津波で事故が起きても 消防や警察からは調査も捜査もされなかったと聞きましたが本当ですか。それは何故ですか。

- 文面から質問の意図が読み取れませんでした。仮に福島第一原子力発電所で水素爆発が起きたことに対して、その後、消防機関による原因調査や現場における警察による捜査がされたのか否かについて回答しますと、本市は実施機関ではないため、実態はわかりかねます。

- しかしながら、一般的には、消防法などの法令に基づき、消防による調査及び警察による捜査が行われるものと考えます。

19. 原電は水戸地裁の差し止め判決の後も再稼働関連工事を中止していません。市は何故黙認するのですか。新安全協定を使って「なし崩しの工事は認められない」と抗議するべきではありませんか。

- 東海第二発電所は、現在、原電において新規制基準への対応として安全性向上対策工事を進めており、2022年12月までに工事を完了させる予定との報告を受けております。
- 6市村では、現在の工事は、東海第二発電所の再稼働に直結するものではなく、使用済み核燃料を有している東海第二発電所の安全確保を図るものであることを前提に、「安全性の向上に資すると認められる工事」として実施継続を了承しております。
- また、6市村では、原電に対して1自治体でも同意できなければ再稼働できない、さらには、事業者として覚悟を持って工事着工をお願いしたい、と伝達しておりますので、仮に工事が完了しても同意がなければ再稼働できない状況にあると考えます。

20. 原電の「使用前検査」に対し、何故黙認するのですか。

原電の計画書によると3号検査は「原子炉に燃料体を挿入することができるようになった時」に行う。期間は[令和2年(2020年)5月15日～令和4年(2022年)10月]とあります。原電は2022年9月ころに原子炉の運転を強行するつもりではないですか。

原子力機構の研究炉JRR-3のように、そのまま運転を止めず、周辺市町村及び住民の意向を無視して再稼働されてしまうのではないですか。

「なし崩しの使用前検査は認めない」と抗議するべきではありませんか。

- 使用前検査の申請及びその受検対応についても、2020年3月の原電への申し入れに対する回答書により、安全性向上対策工事と同様に再稼働に直結しないことの確約を得ております。
- 6市村の考えについては、19.と同様と考えます。